

令和 8 年 3 月 1 3 日  
文 部 科 学 省  
高等教育局高等教育企画課

大学、短期大学及び高等専門学校の設定等に係る認可の基準  
の一部を改正する告示案に関する  
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「大学、短期大学及び高等専門学校の設定等に係る認可の基準の一部を改正する告示案」について、令和 8 年 1 月 2 0 日から令和 8 年 2 月 1 8 日までの期間、電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 3 件の御意見をいただきました。（その他、今回意見募集の対象とする告示案に関係しない御意見が 2 件ございました。）

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。  
貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 収容定員充足率0.7倍を上回ることの基準について	<p>定員割れ学部を、強制的に廃止する内容に反対する。</p> <p>教育は利益の為の経営ではない。政府は「儲かる大学」などと称して数々の経営・教育内容への口出しをしているが、全く学生の「教育を受ける権利」を考慮していない。定員が割れていても、必要な教育は有るのだから、公的資金を充て、定員割れでも勉学を続けられる環境を作るべき。</p>	<p>大学の運営に当たっては、安定的・継続的な教育研究活動を行う必要があることに加え、特に学部等の設置には多額の資金を伴います。収容定員未充足等を要因として大学の運営等が困難になり、学生が不利益を被ることがないように、学生保護の観点からも、収容定員未充足の状態を改善した上で、安定した財務基盤の下で設置計画を確実に履行していただくことが重要であると考え、原案のままとさせていただきます。</p>
	<p>収容定員充足率に関する基準を「0.7倍を上回ること」に改めることは不適正である。</p> <p>そもそも「0.5倍を上回る」とする規制は、2025年度設置分から適用された規制であるが、2025年4月24日に開催された「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議（第2回）」では、すでに設置審学校法人分科会会長が「定員割れがある場合には、定員充足率の基準を、今0.5なのだが、0.7にまで引き上げていく」と発言している。すなわち、『実際に適用が開始された年に再厳格化が議論される』という、『新規制の効果も検証しないまま</p>	<p>大学の運営に当たっては、安定的・継続的な教育研究活動を行う必要があることに加え、特に学部等の設置には多額の資金を伴います。</p> <p>収容定員未充足等を要因として大学の運営等が困難になり、学生が不利益を被ることがないように、学生保護の観点からも、収容定員未充足の状態を改善した上で、安定した財務基盤の下で設置計画を確実に履行していただくことが重要であると考え、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、これまではスクラップアンドビルドによる新設組織の設置をする場合、申請する年度の4月1日時点で学生募集を停止していれば定員未</p>

	<p>進められる』形の、あまりにも拙速な変更である。</p> <p>また、同会議では0.7とする論理的根拠は示されていない。</p> <p>拙速に0.7へと引き上げる背景には、経営指導対象法人を100に増やす方針（上記検討会議）と、2025年度の定員充足率70%未満の大学は96校であることから、『0.7倍に引き上げないと経営指導目標を達成できない』ことがあるのではないかと。</p> <p>また、財務省から出された「（経常費補助金は）教員数やST比に基づく現在の配分方法を見直し、学生数による分配を求める」要求（「予算執行調査の反映状況（10）私立大学等経常費補助金（定員割れ私立大学の経営改善の取組等）」2026年1月）も相まって、0.7倍への引き上げが強行されたのではないかと。</p> <p>「大学設置基準第18条第3項」では、定員管理の目的は「教育にふさわしい環境の確保のため」であるから、現在の必要最低教員数の規程から考えれば、定員を下回る学部はST比が低くなり、教育環境は向上することになる。一方、財務省の要求はこうした『低ST比の学部への補助金配分を見直す』ことであり、この要求を早急に実現するため、0.7倍への引き上げを行い、学部廃止等を伴わない限り、新規の学部設置等が不可となるなど、結果として定員割れ大学に対する早急な撤退を促す方針が強化されたのではないかと。</p> <p>いずれにしても、大学に関わる様</p>	<p>充足であっても確認対象としないこととしておりましたが、本改正により廃止をする計画があり、設置する大学等かつ廃止する計画がある学部等の収容定員の範囲内で新設組織を設置する場合には、新設組織の開学と同時に旧組織の学生募集停止をすることが可能となることや、別途、学校教育法施行令を一部改正し、一定の条件を満たす場合に一時的に減少させた定員を一部又は全部戻すことを容易にする仕組みの創設（令和8年4月1日施行）等の取組を行っております。</p>
--	--	---

	々なステークホルダーに与える重大な影響をまったく考慮しない一方的な変更案は、極めて遺憾といわざるをえない。	
2. 体裁について	改正後第1条第1項第4号中「すべて」を「全て」とすべきである。	ご指摘を踏まえ、原案を「全て」に修正します。